



申し込み受付期間

受付期間：12月28日まで(閉庁日は除く。)
 ※予算に限りがありますので、受付期間内であっても受付を終了する場合があります。
 ※既に工事や設計に着手している場合、補助金の申請はできません。
 ※市では他に建替え耐震化工事、耐震シェルター等の設置、家具の転倒防止工事などへの補助を行っております

耐震改修工事等補助事業に関する問い合わせ・申し込み先

新潟市 建築部 建築行政課
 〒951-8550 新潟市中央区学校町通1-602-1
 電話 025-226-2841
 HP 新潟市ホームページ内で **耐震対策** で



耐震設計・工事

代理受領
使えます!

住宅の耐震改修 を応援します!!

★新潟市木造住宅耐震改修工事等補助制度のご案内★



中越沖地震による家屋倒壊の様子(柏崎市)【出典:新潟県HP】

代理受領制度は、申請者から委任された業者が補助金を直接受け取る制度です。申請者は工事費用等と補助金額の差額分のみを用意すればよくなり、当初の費用負担が軽減されます。

耐震設計費補助

耐震設計の補助対象となる住宅

- 市制度を利用した耐震診断の結果、上部構造評点が**1.0未満**であるもの。
- 耐震診断士により、**住宅全体**の上部構造評点を**1.0以上**とする設計を行うもの。
(第三者(判定会)による内容審査が必要となります。)
- 申請者が市税を完納していること。

耐震設計の補助額

耐震設計に係る費用(※)の**1/2以内**で、**10万円を上限**に助成します。
※消費税を除きます。

耐震改修工事費・段階的耐震改修工事費補助

耐震改修工事・段階的耐震改修工事の補助対象となる住宅

- 市制度を利用した耐震設計に基づき工事を行うもの。
(設計内容について第三者(判定会)の内容審査を受けている必要があります。)
- 耐震診断士の工事監理の下、工事を行うもの。
- 申請者が市税を完納していること。

耐震改修工事の補助額

(1)耐震改修工事に係る費用(※)の**2/3以内**で、**120万円を上限**に助成します。
※消費税を除きます。

(2)高齢者等住宅(次のいずれかに該当するもの)の場合は、

耐震改修工事に係る費用(※)の**2/3以内**で、**150万円を上限**に助成します。

- 高齢者(65歳以上の者)のみが居住する住宅
- 介護保険法による**要介護認定**又は**要支援認定**を受けた者が居住する住宅
- 身体障害者手帳1級**又は**2級**の交付を受けた者が居住する住宅
- 市長が定める**療育手帳A**の交付を受けた者が居住する住宅

注)申請書に、「**上記住宅に該当することを証する書類**」の添付が必要です。

- ①の場合 : 世帯全員分の住民票の写し
- ②~④の場合 : それぞれの手帳の写し(その者の現住所が分かるものも合わせて必要となります。)

段階的耐震改修工事とは

耐震改修工事を以下の2回に分けて実施し、2段階目の工事が完了した時点で住宅の耐震化を目指すものを言います。
注1)耐震設計補助を受けた後での利用となります。
注2)設計は第1段階と第2段階の2つが必要です。

【第1段階】次の①又は②のいずれかの工事

- 2階建て住宅の**1階部分**の上部構造評点を**1.0以上**とする工事
- 住宅全体**の上部構造評点を**0.7以上**とする工事

【第2段階】

第1段階の工事完了後に行う、**住宅全体**の上部構造評点を**1.0以上**とする工事

段階的耐震改修工事の補助額

(1)段階的耐震改修工事に係る費用(消費税を除く。)の

【第1段階】は**2/3以内**で、**70万円を上限**に、

【第2段階】は**2/3以内**で、**50万円を上限**に、助成します。

(2)高齢者等住宅の場合は、段階的耐震改修工事に係る費用(消費税を除く。)の

【第1段階】は**2/3以内**で、**90万円を上限**に、

【第2段階】は**2/3以内**で、**60万円を上限**に、助成します。

注)申請書に、「**上記住宅に該当することを証する書類**」(前記)の添付が必要です。

耐震改修等促進リフォーム工事費補助

耐震改修等促進リフォーム工事とは

市制度を利用した耐震改修工事又は段階的耐震改修工事と同時に行う、耐震改修以外のリフォーム工事(消費税を除く工事費が10万円以上のもの)を言います。(下表に掲げるものは除く。)

耐震改修等促進リフォーム工事の補助額

耐震改修等促進リフォーム工事に係る費用(消費税を除く。)の

1/2以内で、**20万円を上限**に助成します。

※耐震改修工事補助・段階的耐震改修工事補助と併せて補助申請が可能です。

耐震改修等促進リフォーム工事補助の対象外となるもの(例)	具体的な例
①他の補助制度等の対象となる工事の部分に係る費用	
②土地の購入や工事中の仮住居に係る費用	仮住居費(工事費・賃借代)、引っ越し代等
③家具(カーテン・ブラインドを含み、造り付けのものを除く。)、電化製品(エアコンを含む。)、照明器具等の備品に係る費用	食器棚・タンス、エアコン・電子レンジ、蛍光灯等
④電話・インターネット回線などの設置に係る費用	光通信回線設置等
⑤併用住宅の場合、住宅以外の部分に係る費用	店舗部分、事務所部分等
⑥外構・植栽、住宅と別棟の倉庫・車庫等に係る費用	舗装、別棟の車庫設置等
⑦下水道接続・浄化槽設置に係る費用	
⑧太陽光発電設備の設置に係る費用	
⑨ペレットストーブの設置に係る費用	
⑩高効率給湯器の設置に係る費用	